報告第２号

専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第２項の規定により報告する。

平成２９年３月２日提出

かすみがうら市長　　坪　井　　透

専　決　処　分　書

市道路の管理瑕疵に起因する事故による損害賠償の額の決定及び和解について、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成２９年２月８日

かすみがうら市長　　坪　井　　透

市道路の管理瑕疵に起因する事故による損害賠償の額の決定及び和解について

１　事故発生日時　平成２８年１１月１０日（木）　午前８時００分頃

２　事故発生場所　かすみがうら市新治地内　市道８－０５１７号線

３　相　　手　　方　（住所）[redacted]

（氏名）[redacted]

４　事故の概要　　出勤途中、車両が道路上の陥没に落ち、左前タイヤを破損した。

５　損害賠償額と和解の内容

（１）損害賠償額　１５，６５８円

（２）市及び相手方は、示談書により、本件示談の他、互いに一切の債権債務関係がないことを確認する。